第

4 1 7 2

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 2月 2日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 中小企業税制 平成 23 年改正

Q:中小企業の税制は、平成23年度の税制 改正でどのようになりますか?

 $oldsymbol{A}$:税率の引き下げなどの改正が行われます。

【解説】

中小企業の税制は、今年度の税制改正で次のように改正されます。

①中小法人の軽減税率

特例による税率が15% (現行18%) に引き下げられた上、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されるとともに、本則税率が19%(現行22%)に引き下げられます。

(注)平成23年4月1日前に開始し、かつ、同日 以後に終了する事業年度については、経過措置 として現行の租税特別措置法による税率が適 用されます。

②中小企業税制の適用除外

100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人には、次の制度が適用されないこととなります。

イ.軽減税率

- 口. 特定同族会社の特別税率の不適用
- ハ.貸倒引当金の法定繰入率
- ニ. 交際費等の損金不算入制度における定額控 除制度
- ホ. 欠損金の繰戻しによる還付制度
- へ 繰越欠損金及び貸倒引当金の中小企業の特 例
- (注)大法人とは、資本金が5億円以上の法人等 をいいます。







